

## 目次

### ご案内

11月はいばらき働き方改革推進月間です！	2
悩みは一人で背負わないで（茨城カウンセリングセンター）	3
勤労者のための生活金融融資制度のご活用を！	4
元氣いばらき就職面接会	5

### 募集

女性リーダー登用先進企業の募集	6
いばらき女性活躍推進会議会員の募集	7~8
働き方改革優良推進企業の募集	9~10
令和3年度県立産業技術専門学院入学生募集	11

### お知らせ

[労働局から]	
「財形貯蓄」を導入して、福利厚生を充実させませんか？（中小企業事業主の皆様へ）	12
労働保険適用促進強化期間（11月）	13
労働保険関係手続のオンライン申請の活用について	14
茨城県最低賃金の改正決定	15
11月は「過重労働解消キャンペーン」を実施します	16~17
ハロートレーニングの活用について	18
職場のトラブル解決サポートします！（総合労働相談コーナー）	19
11月は「しわ寄せ防止キャンペーン」期間です	20
改正女性活躍推進法及びパートタイム・有期雇用労働法等「予約制個別相談会」のお知らせ	21~22
[労働委員会から]	
労働委員会の窓から	23~24

2020 11月



# いばらき 働き方改革推進月間

ひとつ働き方を変えてみよう。



ノー残業デーや仕事の見直し  
テレワークや時差出勤など  
できることから取り組みましょう

詳しくは



**主催 いばらき働き方改革推進協議会**

一般社団法人茨城県経営者協会, 茨城県商工会議所連合会, 茨城県商工会連合会,  
茨城県中小企業団体中央会, 日本労働組合総連合会茨城県連合会, 茨城県社会保険労務士会,  
茨城県市長会, 茨城県町村会, 茨城労働局, 茨城県

# 悩みはひとりで背負わないで

## ～茨城カウンセリングセンターのご案内～

公益財団法人 茨城カウンセリングセンターは、茨城県と県内の産業界との協力により設立されたカウンセリングの専門機関です。

職場や家庭での人間関係、孤独や不安な気持ちで苦しんでいる方、自らの生き方に悩んでいる方・・・どうかひとりで背負わないで、お気軽にご相談ください。ご相談内容の秘密は厳守いたします。

	場所	面接日	面接料金	
センター	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階  水戸駅南口から徒歩 4 分	月～土 10:00～18:00 (日・祝日除く)	1 回につき 3,300 円	カウンセリングは 予約制です。 まずはお電話で お申込み下さい。 電話 029-225-8580
牛久 ルーム	牛久市中央 1-16-1 「ラウエル牛久」 中央労金牛久出張所 2 階	月 1 回実施 (日時はお電話 等でご確認く ださい)	面接時間は 約 50 分	受付時間は 月～金 9:00～17:00 土 10:00～17:00

※医療機関にかかっている方は、主治医の先生の同意を得た上でお申込み下さい。

### 【お問い合わせ】

公益財団法人茨城カウンセリングセンター  
水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階  
電話：029-225-8580

URL：<http://www.sunshine.ne.jp/~iccnet/>



ツイッターでも情報発信中  
ぜひフォローしてください

# 勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。保証人はいません（日本労信協保証）。

## 勤労者緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方
- 【用途】◆自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等）  
◆医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等）◆教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等）◆災害・交通事故のため必要となった資金◆転居費用
- 【融資金額】100万円以内
- 【利率】年利1.7% 別途保証料0.7%
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

## 失業者等緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方
  - ・失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件）
  - ・勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
- 【用途】◆日常生活に必要な生活資金
- 【融資金額】50万円以内 【利率】年利1.2%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

## 育児・介護休業生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方で、次のいずれかに該当する方
  - ・勤務先の育児休業・介護休業制度を利用して、休業後復職することが確かな方
  - ・子の看護休暇、又は介護休業を取得する方
  - ・育児又は介護のための所定労働時間の短縮措置を利用する方
- 【用途】◆期間中の生活費全般
- 【融資金額】100万円以内 ※休業期間1ヶ月当たり10万円まで（5ヶ月の場合は50万円まで）
- 【利率】年利1.5%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（1年以内の元金措置期間を含む）



融資金利は、令和2年10月1日現在の利率です。予告なく変更する場合があります。審査に必要な書類等は、下記までお問合せください。

<お借入申込み> 中央労働金庫県内各支店  
<お問い合わせ> 中央労働金庫茨城県本部 (Tel:029-221-4181)  
茨城県労働政策課 (Tel:029-301-3635)

## 「元氣いばらき就職面接会(日立会場)」を実施します

若者や離職され求職中の方を対象に、合同就職面接会を開催します。

記

- 1 開催日時 令和2年11月9日(月)・10日(火)  
13:30~15:30(受付13:00~)
- 2 会場 日立シビックセンター本館2階 多用途ホール  
(日立市幸町1-21-1)
- 3 対象求職者 求職中の方(ただし新卒者向けの求人はありません)
- 4 参加事業所 県内に就業場所がある事業所 各日約10社
- 5 詳細 「元氣いばらき就職面接会」と検索サイトで検索いただくか、  
元氣いばらき就職面接会HPをご参照ください。  
[https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/r2\\_genki\\_hitachi\\_1.html](https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/r2_genki_hitachi_1.html)

参加費無料  
事前申込不要



【問い合わせ先】

○産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL: 029-301-3645

## 「元氣いばらき就職面接会(常陸大宮会場)」を実施します

学生を除く若者や離職され求職中の方を対象に、合同就職面接会を開催します。

記

- 1 開催日時 令和2年11月25日(水)  
13:30~15:30(受付13:00~)
- 2 会場 くりえーとセンター大宮 多目的ホール  
(常陸大宮市工業団地1-34)
- 3 対象求職者 求職中の方(ただし新卒者向けの求人はありません)
- 4 参加事業所 県内に就業場所がある事業所 約10社
- 5 詳細 「元氣いばらき就職面接会」と検索サイトで検索いただくか、  
元氣いばらき就職面接会HPをご参照ください。  
[https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/r2\\_genki\\_hitachi\\_oomiya\\_1.html](https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/r2_genki_hitachi_oomiya_1.html)

参加費無料  
事前申込不要



【問い合わせ先】

○産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL: 029-301-3645

# 「令和2年度茨城県女性リーダー登用先進企業表彰」の募集

いばらき女性活躍推進会議では、女性の登用に取り組み、登用実績が優れている企業等を「茨城県女性リーダー登用先進企業」として表彰します。  
令和2年度の表彰候補企業を募集いたしますので、積極的なご応募をお待ちしております。

## 表彰制度の概要

### ●対象

茨城県内に本社又は主たる事業所を有する企業等

### ●表彰の主な要件

- 1 「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録を行っていること。
- 2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局への届出及び外部への公表を行っていること。
- 3 一般事業主行動計画に、管理職等への女性の登用に関する数値目標を掲げ、登用促進のための取組を実施していること。
- 4 直近の事業年度における女性管理職の割合が産業別の基準値を超えており、かつ、直近の3事業年度における割合が概ね向上若しくは高い状態を維持していること。

または役員に1人以上の女性を登用していること。

など

### ●表彰候補企業の募集

- 1 募集方法 自薦および県内経済団体等からの推薦
- 2 募集期間 **令和2年7月1日(水)～11月30日(月)**
- 3 応募方法 推薦書(様式1)及び推薦調書(様式2)に必要事項を記載の上、関係書類を添えて、郵送又は持参してください。
- 4 その他 表彰要件の詳細及び推薦書類の様式など、詳しくは県労働政策課ホームページ(下記URL・右記QRコード)にてご確認ください。

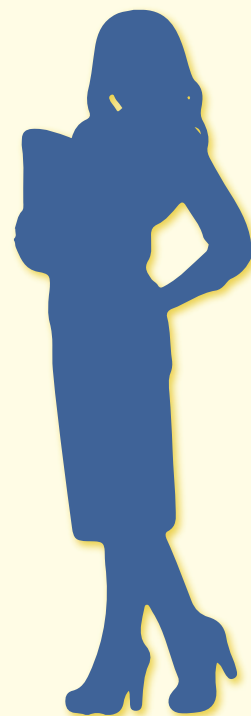
※昨年度の表彰式の様子等もご覧いただけます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/jokatsu/hyousyou.html>

### ●被表彰企業の決定

登用実績及び取組内容(育成、評価・登用、職場風土等)を総合的に評価し、優良賞と特別優良賞を授与します。

- 1 優良賞 取組内容が優れていると認められる企業
- 2 特別優良賞 取組内容及び登用実績が特に優れていると認められる企業



提出  
問合せ先

## 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉担当

住所：茨城県水戸市笠原町 978-6

電話：029(301)3635 (直通) ●FAX：029(301)3649 ●メール：rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

# いばらき女性活躍推進会議

女性活躍に取り組む

## 会員企業を募集します！

対象：県内の企業・事業所



いばらき女性活躍  
推進会議

(推進会議ロゴマーク)

茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって男女が多様な働き方を実現できる環境づくりを進めています。

女性はもちろん男性もいきいきと働き、ともに活躍する活力ある茨城の実現をめざし「いばらき女性活躍推進会議」を設立しました。

推進会議では、この会議の設立趣旨に賛同していただける企業を募集しています。

### 会員登録のメリット

会費  
無料

- 企業が抱える女性活躍推進についての課題解決のヒントとなる各種講演会、研修会 等についてご案内いたします。
- 会議のロゴマークを活用することでイメージアップにつながります。
- 県の建設工事入札参加資格審査において加点されます。
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定を支援します。

(事務局)

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

TEL/029-301-3635 FAX/029-301-3649

Mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

(労働政策課ホームページ)

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/joseikatsuyaku.html>



# いばらき女性活躍推進会議 会員募集のご案内 (会費無料)

いばらき女性活躍推進会議では、設立趣旨をご理解いただき本会にご参加いただける会員を募集しております。

趣旨に賛同し、加入を希望される方は、本書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールにて、下記の事務局にお送りください。

## ●基本情報

団体／企業名 (名簿に記載されます)	フリガナ			
代表者の役職名・氏名	フリガナ			
主要業種	<input type="checkbox"/> 鉱業	<input type="checkbox"/> 建設業	<input type="checkbox"/> 製造業	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業
	<input type="checkbox"/> 情報通信業	<input type="checkbox"/> 運輸業	<input type="checkbox"/> 卸売、小売業	<input type="checkbox"/> 金融・保険業
	<input type="checkbox"/> 不動産業	<input type="checkbox"/> 飲食店、宿泊業	<input type="checkbox"/> 医療、福祉	<input type="checkbox"/> 教育、学習支援事業
	<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	
全従業員数	正社員	人	パート勤務者等	人
(うち女性従業員数)	(正社員	人	パート勤務者等	人)
所在地	フリガナ			
	〒			

## ●ご担当者

所属／氏名	フリガナ			
TEL・FAX・E-Mail	TEL	FAX	E-Mail	

## ●女性活躍推進状況の「見える化」項目

項目	実績値
管理職（課長相当職以上）の女性割合 ※管理職数に占める女性の割合 (女性の管理職人数÷男女合わせた管理職の人数)	% (令和 年 月時点) ( 人中 人)
社員一人当たりの月平均残業時間（1年間）	時間 (令和 年 月時点)
男性社員の育児休業・休暇等取得率（1年間） ※配偶者が出産した男性社員数に占める育児休業取得者の割合 (育児休業等を取得した男性社員÷配偶者が出産した男性社員)	% (令和 年 月時点) ( 人中 人)

※1 記入された内容（所在地、担当者名、連絡先は除く）は、原則としてHP上に公開します。

※2 記入された内容について、事務局より確認のお電話をさせていただくことがございます。

※3 「見える化」項目については、最新の情報を年に1回ご報告ください。

## ■企業情報および個人情報の取扱について

※本申込書に記載いただく企業情報および個人情報につきましては、公表する項目を除き、本会議に関するご連絡等に使用し、ご本人の承諾がない限り、その他の目的以外の使用・事務局以外の第三者への提供をすることはありません。

**事務局** いばらき女性活躍推進会議事務局（茨城県産業戦略部労働政策課 茨城県水戸市笠原町978-6）  
FAX 029-301-3649 ☎ 029-301-3635 E-Mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp  
※この様式は、茨城県労働政策課のホームページから、ダウンロードすることもできます。





自分らしく働くワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、多様な働き方や業務効率化などの働き方改革に取り組み、「働き方改革優良企業」の認定を目指してみませんか。

## 概要

■ **受付期間**：通年 ※認定は、随時行います。

■ **対象要件**：

- ・茨城県内に本社又は本店を置く企業（個人、団体を含む）であること
- ・茨城県が実施する「仕事と生活の調和推進計画」への届出及び「いばらき女性活躍推進会議」への会員登録がなされていること

## 推進企業

多様な働き方、業務効率化、多様な人材の活用など、働き方改革に向けて一定の取り組みを行っている企業

【メリット】

- ・県から働き方改革に関する情報を提供します。
- ・県のホームページで推進企業として公表します。

## 優良企業

上記、推進企業の条件を満たし、所定外労働時間数、年次有給休暇取得率、離職率など、一定の数値基準を達成した企業

【メリット】

- ・県が運営する求人サイト「いい顔で働こう。いばらきの求人」で優良企業の特集ページで紹介します。
- ・県が主催する就職面接会などの企業選定の際に優遇します。
- ・特に優れた取組について、セミナーなどの場において、県が積極的にPRします。

認定の流れ・申請方法など詳細は裏面へ⇒

# 貴社の働き方改革への取組をアピールするチャンス！

## 認定の流れ

- 「仕事と生活の調和推進計画」の届出 及び「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録  
※詳細は、「申請方法」に記載の県労働政策課ホームページをご参照ください。

- 認定基準達成状況表（様式第2号）のチェック表の該当する箇所をチェック

★認定基準達成状況表のチェック表1～5の項目で、基準点をクリア

➡ 推進企業認定

★推進企業の基準を満たし、認定基準達成状況表のチェック表1～10の項目で、基準点をクリア

➡ 優良企業認定

- 申請書類を提出 ※詳細は、「申請方法」および「提出先」の項目をご参照ください。

- 認定申請書を受理後、認定基準を満たしていると認められる企業に対し、認定証を交付  
※審査に必要な情報の聞き取りや現地調査、資料の提出を求められることがあります。

- 認定証を交付した企業は、以下の内容を県ホームページ等で公表

①：認定企業の名称、所在地、代表者役職氏名 ②：働き方改革の取組内容 等

- 認定の有効期間は、認定日から起算して2年間

※期間満了後に認定更新を希望する場合は、更新に関する申請書類の提出が必要となります。

※企業等の所在地・名称に変更があった場合には、変更届出書の提出が必要となります。

## 申請方法

- 下記申請書類を作成の上、ご提出ください。 ※詳しくは、県労働政策課ホームページをご覧ください。

- ①：茨城県働き方改革優良(推進)企業認定申請書（様式第1号）
- ②：茨城県働き方改革優良(推進)企業認定基準達成状況表（様式第2号）
- ③：誓約書（様式第3号）

- 申請書は、県労働政策課ホームページ（下記URL）よりダウンロードしてください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/nintei.html>

「茨城県 働き方改革優良企業」で検索！

※「仕事と生活の調和推進計画」の届出及び「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録がお済みでない場合は、別途、県労働政策課あて手続きが必要です。

※申請書類に記載いただいた情報は、当認定制度の審査および関連する事業以外では使用いたしません。



## 提出先・問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉担当

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 県庁舎16階

TEL/029-301-3635

FAX/029-301-3649

E-mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

# 令和3年度 県立産業技術専門学院入学生募集！

## 来年度の県立産業技術専門学院の入学生を募集します！

産業技術専門学院では、企業の即戦力となるものづくり技能者を育成するため、少人数制のクラス指導によるきめ細やかな訓練を行っています。

高校の普通科出身の方や女子生徒も安心して学べます。

また、授業料が安いうえ、効率的に就職に有利な複数の資格も取得できるので、就職に強く、毎年、ほとんどの修了生が正社員として就職しています。(2019年度就職率 99.3%)

多くの皆様のご応募をお待ちしております！



**ハロートレーニング**  
急がば学べ  
ハロートレくんは、ハロートレーニング  
(公的機関認定)の公式ロゴマークです



YouTube で PR 動画を公開しています！

URL <https://www.youtube.com/watch?v=6DGCzEK-rS4>

### ◆募集内容

募集施設	訓練期間	募集訓練科	募集定員	
産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院 水戸市下大野町 6342 (TEL:029-269-2160)	2年	自動車整備科 建築システム科	20名 25名	
	1年	電気工事科	20名	
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL:0294-35-6449)	1年	金属加工科	20名	
		機械加工科	15名	
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市大字林 572-1 (TEL:0299-69-1171)	2年	プラント保守科	20名	
	1年	生産CAD科(短期)	15名	
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 (TEL:029-841-3551)	2年	機械技術科	20名	
		自動車整備科	20名	
		コンピュータ制御科	20名	
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL:0296-24-1714)	1年	IT技術科(短期)	20名	
		2年	機械システム科	20名
		電気工事科	20名	
		金属加工科(短期)	15名	

### ◆選考試験日程等

一般入学者選考試験 B日程	
受付期間	令和2年11月9日(月)~12月4日(金)
選考試験日	令和2年12月11日(金)
合格発表日	令和2年12月18日(金)
試験場所	入学を希望する産業技術専門学院

※(短期)短期課程の試験日程は、学院ごとに異なりますので、詳しくは各産業技術専門学院にお問い合わせください。

※詳しくは各学院の募集要項でご確認ください。茨城県産業戦略部労働政策課(TEL:029-301-3653)のホームページでもご覧いただけます。

# ～中小企業事業主の皆さまへ～ 「財形貯蓄」を導入して、 福利厚生を充実させませんか？

導入手続きは簡単！最寄りの金融機関にご相談ください。

中小企業で財形貯蓄を導入した場合、**メリット**があります！

## あなたの会社の魅力が、格段にアップします

多くの企業が実施している財形貯蓄制度ですが、中小企業単独では全体の1/4のみ。福利厚生の充実は、就職時の企業選択の大きなポイントになっています。

福利厚生制度を1つでも多く導入することは、企業の魅力アップにつながります

## 定着率アップや、よりよい人材確保につながります。

財形貯蓄は、毎月コツコツと貯蓄ができるため、従業員に喜ばれる制度です。

貯蓄習慣を得ることで人生設計が可能となり、安心感や意欲の向上にもつながります。『福利厚生の充実が定着率のアップにつながった』という企業もあります。

### 【財形貯蓄とは】

財形貯蓄（※1）は従業員の財産づくりを事業主と国が支援する制度です。毎月、事業主が、従業員の給与から一定額を天引きして金融機関に払い込むことで、従業員の財産形成を確実に行うことができます。また、老後資金や住宅取得を目的とした貯蓄の場合、その利子が非課税となる**税制上の優遇措置**も行われています。

この制度を導入するに当たっては、労働組合等との「天引預入協定」や、社内規定の整備、金融機関との手続きなどの事務が必要となります。

また、制度導入を機に、事業主が利子分を上乗せして従業員の財形口座に払い込んだり、従業員のための住宅ローン制度（※2）を導入することも可能ですので、従業員のモチベーションの向上にもつながるでしょう。**1人でも従業員を雇用していれば導入は可能です。**

※1 財形貯蓄は、昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法に基づいて行われています。

使い道を限定しない一般財形貯蓄のほか、利子等が非課税となる財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄があります。

※2 財形貯蓄利用者が利用できる公的住宅ローン【財形持家融資】です。

## ～福利厚生制度の充実のためにも、財形貯蓄の導入を検討してみたいかがですか？～

詳しくは独立行政法人 勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部のサイトをご覧ください。

財形制度についての概要やメリットなどのほか、各種お知らせを掲載しています。

<http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/zaikei.php>

財形制度



# 11月は労働保険適用促進強化期間です!

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、法律により農林水産業の一部を除き、**一人でも労働者を使用する事業主に加入が義務**づけられています！

労災保険給付や失業等給付により労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っています。このため、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。

しかしながら、労働保険の適用事業場の現状は、依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

このため、茨城労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部と連携し、労働保険の未手続事業の一掃を図るための対策を推進しています。

## 保険料は何に使われているの？

お支払いいただいた労働保険料は、労働保険と雇用保険で次のように使われています。

### 労災 保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者やご遺族を保護**するための給付等を行っています。

### 雇用 保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自らの教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と就職の促進**を図るための給付等を行っています。また、雇用調整助成金など事業主等に対して各種助成金の支給も行っています。

## 加入手続きはどこでできるの？

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続きとなっている事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)で労働保険の加入手続を行われますようお願いいたします。

## 労働保険料等の口座振替納付が可能です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労働保険料等の口座振替納付

検索

## 【問い合わせ先】

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室 電話 029-224-6213

# さあ、 労働保険は電子申請で アタックしよう。



## 簡単・スピーディに申請しよう。

大量の申請書類への記入も、電子申請ならスピーディ。前年度の情報を取り込み、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。



## いつでもどこでも手続きしよう。

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。しかも、24時間365日、いつでも手続きが可能です。



## 時間を短縮、コストも削減しよう。

申請・届出用紙の入手は不要。内容によっては複数の手続きをまとめて申請できます。また、書類申請のために必要な移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。さらにマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。(ICカードリーダーライタは別途必要です。)

### 「労働保険の電子申請特別ホームページ」から、e-Govにアクセスしよう。

#### さあ、電子申請の事前準備をはじめよう。



- チェック 1** パソコンの動作環境を確認しよう。
- チェック 2** 電子証明書を取得しよう。
- チェック 3** ブラウザのポップアップブロックを解除しよう。
- チェック 4** 信頼済みのサイトに登録しよう。  
<https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html>
- チェック 5** 電子申請アプリケーション(無料)をインストールしよう。  
<https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html>

- 市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、さらにメリットがあります。
  - ・労働者の情報をソフト内に入力し保存できます。
  - ・当該データを基にワンクリックで様式が自動作成され、あとはそれを送信するだけです。ぜひ、ご利用をご検討ください。

不明な点は、下記までお問い合わせください。  
茨城労働局 総務部 労働保険徴収室 ☎029-224-6213



守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんも  
すべてのひとに適用されます。  
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

茨城県 最低賃金



令和2年  
10月1日から  
[時間額]

851 円

最低賃金についてのお問い合わせ

茨城労働局賃金室（電話 029-224-6216）又は、最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

最低賃金引上げに向けた事業者への支援窓口

- |               |  |
|---------------|--|
| ワン・ストップ無料相談窓口 | 茨城働き方改革推進支援センター（電話 0120-971-728）                                   |
| 業務改善助成金       | 茨城働き方改革推進支援センター（電話 0120-971-728）<br>茨城労働局雇用環境・均等室（電話 029-277-8294） |
| キャリアアップ助成金    | 茨城労働局職業対策課（電話 029-224-6219）  |



茨城労働局

# 働き過ぎで起こる健康障害のリスクを知っていますか？

いま多くの会社が、新しい働き方の実現に向けた取組を始めています。

～トップが決意を持って、新しい時代の新しい働き方の実現に向けた取組を推進しましょう。～

毎年

**11月**は「**過労死等防止啓発月間**」です。

同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

## 知っていますか？

### ○労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

### ○過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。



**過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握<sup>※1</sup>し、次の措置を講じましょう。**

## 過重労働による健康障害を防止するために<sup>※2</sup>

### ① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- ・労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)  
臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- ・時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注2) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

### ② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。



### ③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ・健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- ・労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

## 賃金不払残業を解消するために<sup>※3</sup>

<b>1</b> 職場風土を 改革しましょう。	<b>2</b> 適正に労働時間の管理を 行うためのシステムを 整備しましょう。	<b>3</b> 労働時間を適正に 把握するための責任体制を 明確化しチェック体制を 整備しましょう。
-------------------------------	---	---

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(令和2年4月、厚生労働省)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

茨城労働局では、過重労働解消キャンペーンに、次の取組を行います。

#### 1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

#### 2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

#### 3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

**実施日時** 令和2年11月1日(日) 9:00～17:00  
**フリーダイヤル** 0120-794-713

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30～17:15)

**労働条件相談ほっとライン** (厚生労働省委託事業)  
(月～金17:00～22:00、土日・祝日9:00～21:00) 0120-811-610

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

#### 4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、

**「過重労働解消のためのセミナー」**

(委託事業)を実施します。

専用ホームページ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>



過重労働解消キャンペーンのほか、11月9日(月)13:30

**「過労死等防止対策推進シンポジウム」**

茨城会場(つくば市内:つくば国際会議場)で 開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。



専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

公的職業訓練のキャラクター  
「ハロトレくん」です！



ハローワーク・茨城労働局からのお知らせ

# ハロートレーニングを活用して 就職やスキルアップにつなげよう

## ハロートレーニングとは？

**ハロートレーニング**（公的職業訓練）とは、雇用保険を受給している求職者を主な対象とする**公共職業訓練**と、雇用保険を受給できない求職者の方が主な対象とする**求職者支援訓練**の総称です。キャリアアップや希望する職業を実現するために、必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な制度です。これから働こうとする方、働く方すべてが対象です。

※受講料は基本的に無料です（テキスト代等除く）。

※在職者や学卒者の方を対象としたハロートレーニングは有料です。

### 主な訓練コース

離職者訓練：基本的に2～6か月、在職者訓練：2～5日、学卒者訓練：1～2年間の訓練です。

- ◆ OAシステム、介護サービス、医療・調剤事務、介護事務等
- ◆ 不動産ビジネス、パソコン簿記、Webクリエイター、建設人材育成等
- ◆ 調理師、情報メディア、介護福祉、生産CAD、金属加工等
- ◆ 生産管理、シーケンス制御、保全・設備管理、電子回路設計、組み込みシステム設計、ICT等

◆多種多様な訓練分野◆時代のニーズに則したコース◆女性向けコース◆資格取得を目指すコースなど実施しております。

**事業主の皆様！**  
訓練受講生の積極的な採用をお願いします。

ハローワーク水戸	029-231-6221	ハローワーク常総	0297-22-8609
ハローワーク笠間	0296-72-0252	ハローワーク石岡	0299-26-8141
ハローワーク日立	0294-21-6441	ハローワーク常陸大宮	0295-52-3185
ハローワーク筑西	0296-22-2188	ハローワーク龍ケ崎	0297-60-2727
ハローワーク下妻	0296-43-3737	ハローワーク高萩	0293-22-2549
ハローワーク土浦	029-822-5124	ハローワーク常陸鹿嶋	0299-83-2318
ハローワーク古河	0280-32-0461		

ハロートレーニングの概要は、厚生労働省及び茨城労働局ホームページをご覧ください。詳しくは最寄りのハローワークへお気軽にご相談ください。

ハローワーク・茨城労働局 訓練室 Tel.029-277-8001

# 職場のトラブル解決サポートします！

茨城労働局では、労働局内及び県内 8 つの労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを設け、個別紛争解決促進法に基づく個別労働紛争解決援助サービスとして、労働における各種問題・トラブルに関する相談・問い合わせに対応する総合労働相談、民事上の個別労働紛争について、紛争当事者からの申出に基づく労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんを行っています。



## 【助言・指導】

職場における民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

- 【例】 ①職場の先輩からパワハラを受けているが、会社は対処してくれない⇒**助言の実施**⇒配置転換により解決  
 ②転職のため退職を申し出たが、会社が認めてくれない。⇒**助言の実施**⇒退職届が受理され解決

## 【あっせん】

職場における民事上の個別労働紛争について、公正・中立な第三者（弁護士など学識経験者）が紛争当事者の話し合いを仲介し、双方の主張の要点を確認し、意見の調整を行うことによって、紛争の解決促進を図る制度です。

- 【例】 ①解雇されたが、解雇理由に納得できず、金銭的補償を求めたい⇒**あっせんの開催**⇒解決金の支払により解決  
 ②パワハラを受け退職せざるをえなくなった。金銭補償を求めたい。⇒**あっせんの開催**⇒解決金の支払により解決

⇒ 詳しくは、最寄の下記一覧の総合労働相談コーナーまでお問い合わせ下さい。

## 【県内の総合労働相談コーナーの所在地・連絡先】

コーナー名	所在地	電話番号
茨城労働局 総合労働相談コーナー	〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 6F 茨城労働局雇用環境・均等室内	029-277-8295
水戸 総合労働相談コーナー	〒310-0015 水戸市宮町 1-8-31 3F 水戸労働基準監督署内	029-277-7925
日立 総合労働相談コーナー	〒317-0073 日立市幸町 2-9-4 日立労働基準監督署内	0294-88-3977
土浦 総合労働相談コーナー	〒300-0805 土浦市宍塚 1838 土浦労働総合庁舎 4階 土浦労働基準監督署内	029-882-7017
筑西 総合労働相談コーナー	〒308-0825 筑西市下中山 581-2 筑西労働基準監督署内	0296-22-4564
古河 総合労働相談コーナー	〒306-0011 古河市東 3-7-32 古河労働基準監督署内	0280-32-3232
常総 総合労働相談コーナー	〒303-0022 常総市水海道淵頭町 3114-4 常総労働基準監督署内	0297-22-0264
龍ヶ崎 総合労働相談コーナー	〒301-0005 龍ヶ崎市川原代町四区 6336-1 龍ヶ崎労働基準監督署内	0297-62-3331
鹿嶋 総合労働相談コーナー	〒314-0031 鹿嶋市宮中 1995-1 鹿嶋労働基準監督署内	0299-83-8461

# 大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう！



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

## ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の **「働き方改革」を阻害する** 不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

## ② 発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

## ③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映するよう協議すること**。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和2年11月1日(日) 9:00～17:00 ☎ 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。

(過重労働解消キャンペーン)



# 改正女性活躍推進法及び パートタイム・有期雇用労働法等 「予約制個別相談会」のお知らせ！

ぜひ活用ください！  
解説動画も  
公開中！

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第24号。以下「改正女性活躍推進法等」といいます。）が、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」といいます。）が令和2年4月1日より順次施行されています。

これら法改正に関する皆さまの疑問解消を目的として茨城労働局では相談会を実施いたします。（新型コロナウイルス対策として、密な状態を避けるため、「予約制個別相談会」と致します。）

また、パートタイム・有期雇用労働法、働き方改革関連等の御相談につきましては、本相談会のほか、当局委託事業である「働き方改革推進支援センター」より専門家を無料で派遣することも可能です。

同一労働  
同一賃金

## 【パートタイム・有期雇用労働法】

- ① 不合理な待遇差の禁止
- ② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

①、②令和2年4月1日 施行 ※中小企業事業主は令和3年4月1日から（それまでは努力義務）

～ご利用ください～  
解説動画も  
公開中！



女性活躍

## 【改正女性活躍推進法】

- ① 数値目標に関する項目の選択項目の拡充及び数値目標を定めた行動計画の策定
- ② 女性の活躍に関する情報公表内容の拡充
- ③ 行動計画策定・情報公表義務の対象拡大

①令和2年4月1日 施行  
②令和2年6月1日 施行  
③令和4年4月1日 施行  
※③のみ、労働者数101人以上300人企業

～ご利用ください～  
解説動画も  
公開中！



パワーハラ  
対策

## 【労働施策総合推進法】

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務の新設

令和2年6月1日 施行 ※中小企業事業主は、令和4年4月1日から（それまでは努力義務）

～ご利用ください～  
解説動画も  
公開中！



子の看護休暇  
介護休暇

## 【育児・介護休業法】

子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得可能となります

令和3年1月1日施行規則 施行 ※企業規模に関わらず全ての企業が対象

我が社はパートが多いけれど、同一労働同一賃金のためにどのように取り組んだらいいの？

改正女性活躍推進法の行動計画の作り方を教えてほしい。

育児・介護休業法の規定整備についてアドバイスが欲しい。

解説動画を見たけれど、もう少し詳しく教えてほしい。

【個別相談会等申込先・問い合わせ先】

茨城労働局 雇用環境・均等室

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31

☎029-277-8295

☎029-224-6265

～「本相談会」や「働き方改革推進支援センター」の専門家派遣のご希望は裏面の「申込書」にて郵送またはFAXでお申し込みください！～

## 「予約制個別相談会」等 申込書

事業所名			
所在地	〒		
電話番号			
ご担当者職氏名			
希望日時	第1希望	令和 2年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分	
	第2希望	令和 2年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分	
	第3希望	令和 2年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分	
	その他	<input type="checkbox"/> 電話で調整を希望	
相談方法	【予約制個別相談会】	【センター専門家による支援】	
	<input type="checkbox"/> 茨城労働局での相談	<input type="checkbox"/> センターに来てもらいたい <input type="checkbox"/> センターで相談したい	
希望相談内容 (チェックしてください 複数希望可能)	<input type="checkbox"/> 女性活躍推進法 <input type="checkbox"/> 労働施策総合推進法等 (ハラスメント対策) <input type="checkbox"/> パートタイム・有期雇用労働法 (同一労働同一賃金等) <input type="checkbox"/> 働き方改革関係全般について <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> パートタイム・有期雇用労働法 (同一労働同一賃金等) <input type="checkbox"/> 働き方改革関係 ( <input type="checkbox"/> 助成金・補助金 <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正 <input type="checkbox"/> 36 協定・就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 有給休暇の取得義務化の対応 <input type="checkbox"/> その他 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
備 考	当日、御相談したい内容等質問がございましたら記載してください。		

※ 日程等の調整につきましては、茨城労働局 雇用環境・均等室から追って連絡させていただきます。  
 ※ 会場の空き状況により、ご希望に沿えない場合は、希望日時について再調整させていただく場合がございますのでご承知おきください。

【申込先】茨城労働局 雇用環境・均等室 指導部門  
 TEL : 029-277-8295 FAX : 029-224-6265



## 労働委員会の窓から

令和2年8月1日～令和2年9月30日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

### 🌻 今期の事件の状況

🌻 **審査事件** (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。  
係属中の事件は**3件**です。

🌻 **調整事件** (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

🌻 **個別あっせん事件** (労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・調整事件、個別あっせん事件とも、当該期間中に新規申請はありませんでした。  
係属中の事件はありません。

### 🌻 労働委員会講座

#### 労働委員会事務局の担当業務について

労働委員会事務局では、下記の業務を担当しております。何かございましたらお気軽にお尋ねください。

<b>総務調整課</b>	ア 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。 イ 個別的労使紛争のあっせんに関すること。 ウ 争議行為の発生届出の受理に関すること。 エ 公益事業に係る争議行為の予告通知の受理に関すること。 オ 労働争議の実情調査に関すること。
<b>審査課</b>	ア 労働組合の資格審査に関すること。 イ 不当労働行為の審査に関すること。 ウ 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定告示に関すること。

## ✿ 無料労働相談会開催報告



### 個別的労使紛争のあっせんに係る 無料労働相談会を開催しました。

茨城県労働委員会では、10月1日（木）  
鉾田合同庁舎において、15日（木）茨城  
県庁舎 23階労働委員会事務局において、  
29日（木）土浦合同庁舎において、「個別  
的労使紛争のあっせんに係る無料労働相  
談会」を開催しました。



労使紛争を解決してきた労働委員会の  
委員が、労働問題に関する相談を受け、労  
働委員会によるあっせんの活用を勧める  
などの様々なアドバイスを行いました。

※**あっせん**とは、労働者と使用者との間に生じた労働関係に関する紛争について、公益代表（弁護士や大学教授など）、労働者代表（労働組合の役員など）、使用者代表（会社役員など）の三者で構成するあっせん員が、当事者間を仲介し、話し合いによる紛争の解決を支援することです。

※**個別的労使紛争**とは、労働者個人と使用者との間で生じた紛争をいいます。一方、労働組合と使用者との間で生じた紛争を集団的労使紛争といいます。

#### 【お問い合わせ先】茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6  
TEL029-301-5563（総務調整課）、029-301-5568（審査課）  
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp  
URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudou/index.html>



～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～





茨城労働 Seed

11月号 第720号

茨城県産業戦略部労働政策課

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

令和2年11月発行 TEL 029-301-3635

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>